

Secure On-demand Applicationサービス利用規約 【現改比較表】 2021年2月18日現在	
---	--

~2021年2月17日	2021年2月18日~
-------------	-------------

第1条～36条（略）

第37条 第1項～第11項（略）

1 2 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

（注）本条第6項に規定する当社が別に定める他の会社から提供を受けたアプリケーション等は、Google, Inc.から提供を受けたGoogle AdWordsとします。

第1条～36条（略）

第37条 第1項～第11項（略）

1 2 当社は、カテゴリ6 Application for Salesforceにおいて提供されるサービスが、SOAS契約者の要求を満足させるものであること、正常に作動すること、SOAS契約者の選択した組合せにおいて正しく実行されること、あるいは当該サービスの使用結果など、その他一切のことについてSOAS契約者およびSOAS契約者の顧客に対し、明示黙示の如何を問わず、なんら保証するものではありません。

1 3 当社は、カテゴリ6 Application for Salesforceにおいて提供されるサービスについて、本契約締結時と同等の機能および使用環境を永続的に保証するものではありません。

1 4 当社の、カテゴリ6 Application for Salesforceに関する口頭または書面等による一切の情報または助言は、新たな保証を行なうものではなく、その他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

1 5 第36条（責任の制限）の規定に関わらず、カテゴリ6 Application for Salesforceに関する当社の損害賠償責任は、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求原因を問わず、カテゴリ6 Application for Salesforceの料金が発生した月の請求金額の12か月分を限度と致します。ただし、いかなる場合も、データの損失、不使用損害、逸失利益、付随的損害、間接的損害および懲罰的損害については賠償の責任を負わないものとします。本保証は、カテゴリ6 Application for Salesforceに関する法律上の瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任を含む当社の保証責任の全てを規定したものとします。但し、当社の故意または重過失の場合は除きます。

1 6 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法

の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(注) 本条第6項に規定する当社が別に定める他の会社から提供を受けたアプリケーション等は、Google, Inc.から提供を受けたGoogle AdWordsとします。

料金表 通則 (料金の計算方法等)

第1項～第12項 (略)

(SOASの種類等)

13 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおりの種類等を定めます。

種 類	内 容
カテゴリ-4	SOAS 利用サービス
カテゴリ-5	SOAS 接続サービス

備考

- 1 カテゴリ間の変更はできません。
- 2 全てのカテゴリにおいて SOAS アクセス回線を利用して通信を行うことができます。
- 3 全てのカテゴリにおいて協力会社のサーバへの接続は、送信元 IP アドレス制限機能により、SOAS アクセス回線以外からの接続を不能とすることができます。

料金表 通則 (料金の計算方法等)

第1項～第12項 (略)

(SOASの種類等)

13 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおりの種類等を定めます。

種 類	内 容
カテゴリ-4	SOAS 利用サービス
カテゴリ-5	SOAS 接続サービス
カテゴリ-6	アプリケーション提供サービス

備考

- 1 カテゴリ間の変更はできません。
- 2 カテゴリ-4および5において SOAS アクセス回線を利用して通信を行うことができます。
- 3 カテゴリ-4および5において協力会社のサーバへの接続は、送信元 IP アドレス制限機能により、SOAS アクセス回線以外からの接続を不能とすることができます。
- 4 カテゴリ-4には、カテゴリ-6 Application for Salesforce COTOHA Chat&FAQ Connector for Salesforce App のサービス提供を無償で受ける権利を含みます。

(3) カテゴリー 6 にて規定する提供サービスは以下のとおりとし、SOAS 利用契約者が具体的に利用できるサービスの詳細については協力会社の提示する資料を参照するものとします。

提供サービス名	エディション区分	No.	エディション名
Application for Salesforce	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce	1	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce App
		2	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce 技術サポート
		3	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce トライアル

備考

1. 各提供サービスにおける正式名称は、『提供サービス名』 + 『エディション名』にて構成するものとします。
2. No.1 の最低利用期間は、6 定期利用期間とします。最低利用期間経過後は 1 定期利用期間毎の自動更新となります。
3. No.2 の提供条件は以下の通りとなります。
 - ・電子メール、Web 会議を利用し、利用に関する支援を行います。
 - ・1 回あたり最大 2 時間の役務提供であり、課題解決や成果物を保証するものではありません。
 - ・特別の断りがない限り、NTT コムソリューションズ株式会社が提供いたします。また、本技術サポートの提供により
著作権・特許権・商標権その他の知的所有権に基づくいかなる権利も許諾するものではありません。
 - ・SOAS 契約者および SOAS 契約者の顧客に対し、明示黙示の如何を問わず、なんら保証するものではありません。

・いかなる場合も、データの損失、不使用損害、逸失利益、付随的損害、間接的損害および懲罰的損害については賠償の責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失の場合は除きます。

1 - 2 料金額

(6) カテゴリー 6 に係る料金額

No	エディション名	料金額	
1	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce App	初期費用	100,000 円 (税込 : 110,000 円)
		月額料	基本料 50,000 円 (税込 : 55,000 円)
		料金	1ID につき 5,000 円 (税込 : 5,500 円)
2	COTOHA Chat&FAQ Connector for Salesforce 技術サポート	50,000 円 (税込 : 55,000 円)	
3	COTOHA Chat&FAQ Connector for Salesforce トライアル	0 円 (税込 : 0 円)	

備考

- 1 契約にあたり利用可能な Salesforce 組織は 1 契約とします。
- No.1 の月額料金は、基本料と ID 単価に利用 ID 数を掛けた金額の合算となります。
- No.1 の暦月毎の請求金額には、日割り計算を適用します。

附則（2021年2月18日APS2サ00741862号）

（実施期日）

1. この改定規約は、2021年2月22日より実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2. 当社は、本附則実施日以前に本規約の規定により生じた料金その他の債務に係る債権については、当該実施日において、なお本規約の定めのとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3. 本附則実施日以前に本規約によりその事由が生じたSOASに関する損害賠償の取扱いについては、なお本規約の定めのとおりとします。